

令和8年度 変更点及び注意点について

2026年5月 健康づくり課

令和8年度のこくほ等特定健康診査、後期高齢者等健康診査、肺がん・大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診の実施に係る変更点及び注意点です。ご確認ください。

I 共通事項

(1) 報告書等の提出期日、提出場所について

毎月、月末までの実施分をまとめて、翌月20日（当日が、土日祝日の場合は前開庁日）必着で、提出してください。提出先は次のとおりです。

【がん検診】

→藤沢市 健康づくり課

〒251-0022

藤沢市鵜沼2131番地の1

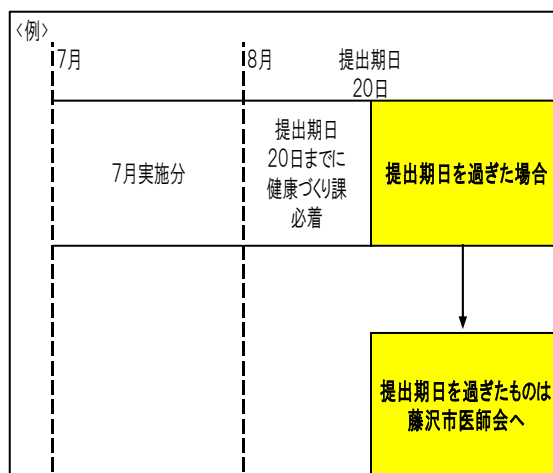
藤沢市保健所・南保健センター 3階

※提出時間 8:30～17:00（土日祝日を除く）

※1階は親子すこやか課ですのでご注意ください

※郵送で提出する場合は、適切な方法（記録が確認できるなど）で発送してください

※各月の提出期日を過ぎた報告書等については、藤沢市医師会に提出してください。この場合の支払いは、翌月検診分と合算しての支払いとなります。



【こくほ・後期健診】

→藤沢市医師会事務局

(2) 実施要領等の提供方法について

令和8年度から、実施要領等の検（健）診に関する資料については、藤沢市公式ホームページからダウンロードする方法に変更させていただきます。お手数ですが、次ページのダウンロード方法をご確認いただき、実施前に必ず内容をご確認ください。

もしインターネットの環境などがなく、ダウンロードすることが難しい場合は、お手数ですが、藤沢市健康づくり課までご連絡ください。

《令和8年度資料集ダウンロード方法》

1. 藤沢市のホームページにアクセスする。



2. 検索ウィンドウ上の「ページ番号」のチェックボックスにチェックを入れ、ウィンドウに「35271」と入力し、「検索」をクリックする。
※「キーワード」にチェックが入っていると、正しく検索されません



3. 対象のページに移動するので、必要な資料をダウンロードする。



2 こくほ等特定健康診査、後期高齢者等健康診査

(1) 対象者の変更

令和7年度まで後期高齢者等健康診査の対象としていた、74歳以下の生活保護利用者、中国残留邦人、無保険者について、生活保護利用者の健診受診データを厚労省へ提供することが必須業務となり、提供必須項目が「特定健康診査」の項目に準じていることから、年齢にあわせた健診を実施いたします。そのため、令和8年度から、74歳以下の方は、こくほ等特定健康診査を受診していただきます。なお、名称も「こくほ特定健康診査」から「こくほ等特定健康診査」に変更されています。

(2) 健康診査票の変更

ア 健康診査番号の変更について(こくほ)

健康診査番号は、昨年度は251から始まる11桁の番号でしたが、今年度から9桁の番号になります。この番号は、がん検診と共通の番号です。

イ 保険証番号の削除について(こくほ)

マイナ保険証の普及等のため、削除しました。

ウ 問診項目の追加について(後期)

習慣等の項目に、飲酒に関する設問を設けました。

エ 必須健診項目について(こくほ・後期共通)

国が定める、健診結果入力システムの標準化に合わせ、「項番14尿検査未実施の理由」、「項番15採血時間(食後)」、「項番28随時血糖」を追加しました。

オ 費用欄の項目追加について(こくほ)

(ア)「生活保護等」の追加

生活保護利用者及び、中国残留邦人等の方の欄を追加しました。

(イ)「(その他)一部負担金 2,000 円あり」の追加

無保険者の方欄を追加しました。

カ 医療機関番号の追加(こくほ・後期共通)

健診結果入力システムの標準化の影響で、記入していただく医療機関番号が2種類に分かれます。

・国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度の加入者

→社保支払基金番号をご記入ください(令和7年度までと同様です)。

・生活保護受給者及び無保険者等

→「藤沢市医師会が指定する6桁の番号」をご記入ください(がん検診で記入する番号と同じです)。医療機関番号については、資料集の「令和8年度 成人検診指定医療機関一覧」をご

確認ください。

(3) 提出先について

こくほ等特定健康診査および後期高齢者等健康診査の提出先は藤沢市医師会です。実施要領に記載の提出方法を必ずご確認の上、ご提出をお願いいたします。

3 各種がん検診

(1) 検診票の変更

各種がん検診票(肝炎ウイルス検診含む)は令和8年度から新しくなります。令和7年度まで使用していた検診票は使えなくなります。恐れ入りますが、令和7年度までの残部については、廃棄していただきますよう、お願いいたします。もし令和7年度までの帳票を使用した場合、システム入力ができず、エラーとなり、支払いができない場合があります。その場合、お問合せをさせていただきます。

(2) 受診券番号について

番号の桁数について、初回発行分(5月下旬対象者に一斉発送)については、令和7年度と同じく9桁ですが、再発行した受診券は、システム標準化の都合上15桁で発行されます。初回発行分の9桁の左側に6桁分0が附番された形式となりますので、受診券をご確認の際はご注意ください。

例：初回発行分 123456789 → 再発行分 000000123456789

(3) 医療機関番号について

検診票及び完了報告書に記載いただく医療機関番号が、「社会保険診療報酬支払基金番号」から「藤沢市医師会が指定する6桁の番号」に変更となります。医療機関番号については、資料集の「令和8年度 成人検診指定医療機関一覧」をご確認ください。

(4) がん検診のお支払いについて

がん検診のお支払いについて、令和8年度からパンチ業者によるアップロードデータを作成することとなるため、実施月の3ヶ月後上旬のお支払いとなります。

例：7月実施分→8月20日までに報告書等提出→10月上旬にお支払い

(5) 肺がん検診について

喀痰細胞診について、令和8年度からは市が実施する肺がん検診の項目の対象外といたします(令和8年1月21日付通知参照)。

以上